

豊島テニス連盟・主催大会参加資格規程

豊島区テニス連盟

豊島区テニス連盟（以下 連盟）が主催する大会の参加資格について、定める。

1. 連盟主催大会は下記のとおりとする。

	開催月	
・クラブ対抗戦（団体戦）	3月	
・都民大会予選	4月	※春季大会
・レディース・スポレク大会	6月	
・秋季区民大会（テニス）	9月	
・豊島区ベテラン大会	11月	※種目別選手権
・その他	随時	

2. 参加資格は下記のように規程する。

1) クラブ対抗戦（団体戦）

- ・ 連盟団体登録者
 - ※1 1チームは最低6名以上で構成する。
 - ※2 2団体での混成チームはこれを認める。

2) 都民大会予選 ※春季大会

- ・ 満15歳以上の男女
- ・ 連盟団体登録者
- ・ 区内在住・在勤・在学者（高校生以上）
 - ※1 全日本大学テニス連盟登録者は除く

3) レディース・スポレク大会

- ・ 満15歳以上の女
- ・ 連盟団体登録者
- ・ 区内在住・在勤・在学者（高校生以上）
- ・ ダブルスの場合は両名共、上記資格を満たさねばならない。
- ・ 過去優勝者は同一ペアでの出場は出来ません。
 - ※1 全日本大学テニス連盟登録者は除く

4) 秋季区民大会（テニス）

- ・ 満15歳以上の男女
- ・ 連盟団体登録者
- ・ 区内在住・在勤・在学者（高校生以上）
 - ※ 全日本大学テニス連盟登録者は除く

5) 豊島区ベテラン大会 ※種目別選手権

- ・ 満50歳以上の男女
- ・ 連盟団体登録者
- ・ 区内在住・在勤

6) その他

- ・ 大会毎に別途決定する。

<附 則>

東京都テニス協会等が主催する大会への連盟代表選手について下記に定める。

1. 都民体育大会春季大会（テニス競技）

例年、5月に行われる都民体育大会春季大会（以下 都民大会）への豊島区テニス連盟代表者について定める。

- 1) 東京都・在住者
- 2) 豊島区内在勤かつ東京都・在住者
- 3) 1) 又は2) を満足し、連盟・常任理事会で承認を受けた者

2. 23区チャンピオンシップ大会

例年、2月に行われる23区チャンピオンシップ大会（以下 23区CP大会）への豊島区テニス連盟代表者（以下 代表）について定める。

代表資格選考基準

- 1) 豊島区テニス連盟（以下 本連盟）主催大会にて上位の成績を上げた者を連盟として推薦する。
- 2) 推薦時には、本人又はペアに出場の可否を確認する。本人又はペアが出場を辞退した場合は次点者に出場資格は移行する。
- 3) 代表選考対象大会は、ダブルスは前年4月に行われる「都民大会予選」とし、シングルスは前年9月に行われる「秋季区民大会」とする。

追加規程

23区CP大会でベスト8以上の成績をあげた者は、上位大会である東京都チャンピオンシップ大会（以下 都CP大会）への出場権を得られる。

都CP大会は同年4月に行われるが、都CP大会へ出場する連盟代表者の次回、23区CP大会への出場資格について以下の通りに規定する。

- 1) 本規程は、本連盟の代表として都CP大会出場者を対象とする。
- 2) 本規程は、都CP大会と豊島区・都民大会予選が同一日に開催され、かつ都CP大会への参加の為、都民大会予選に出場出来ない場合を対象とする。

- 3) この規程は、代表から連盟への「追加規程による救済処置の申入れ」があった場合を対象とする。
- 4) 申入れは、ペア、ペアの一方、又は個人でも可。(以下 対象者)
救済の申入れは、秋季区民大会・参加申込み締切りまでに、本連盟・トーナメント委員に文書（メール、FAX含む）又は口頭でなされなければならない。
- 5) 救済処置は以下の方法による。
 - (1) 代表選考対象大会に、同年の「秋季区民大会」を含める。
 - (2) 対象者が「秋季区民大会」に不出場の場合は、本救済処置は不成立とする。
 - (3) 代表選考には、本連盟のシード・ポイントを活用し、「都民大会予選」と「秋季大会」の成績での取得ポイントを用いて優劣比較する。
ポイントは以下のとおりとする。

優 勝	100P
準優勝	75P
3 位	55P
4 位	40P
ベスト8	25P
 - (4) 対象者の「都民大会予選」でのポイントは、直近の連盟主催2大会での対象種目の取得ポイント平均を暫定取得ポイントとして計算する。
暫定取得ポイントは小数点以下は切り捨てる。
ドロー作成では、このポイントを基にシード順位を決定する。
 - (5) 2大会での取得ポイント上位者が、翌年の23区CP大会への代表者とする。
 - (6) シングルス出場者については、ポイント計算の為の対象ペアを申告する。申告されたペアについて、前記のポイント計算を行う。
 - (7) (6)において、上位成績者のポイントが同一の場合は、同年の都民大会予選結果を優先する。

本規程は平成24年3月31日にさかのぼって施行する。